

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月6日
支出負担行為担当官
東京管区気象台長 水野 孝則

1 当該招請の主旨

本業務については、八丈島航空気象観測所における観測業務を行い、航空機の円滑且つ安全な運航を確保するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を効率的かつ確実に実施できる体制を有した法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 八丈島航空気象観測所観測業務請負

(2) 業務内容 観測及び観測成果の記録・報告、庁舎及び付属施設の管理、業務用消耗品等の管理、観測機器保全及び障害対応、関係各所との業務連絡、来訪者の対応等を行う。

(3) 作業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

気象庁が設置した航空気象観測所における観測等業務を行い、航空機の円滑且つ安全な運航を確保することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような業務内

容を確実に実施できる体制を有すること。

(3) 力量及び知識の習得に関する要件

業務開始前までに、観測業務を行うための力量及び空港管理規則等に関する知識を習得できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第一契約係

電話042-497-7188

Mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和8年2月6日（金）から令和8年2月25日（水）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月26日（木）17時00分（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ。

(3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。